

大会名称：2017 年度 中部学生ヨット個人選手権大会
大会期日：平成 29 年 7 月 1 日（土）～ 平成 29 年 7 月 2 日（日）
共同主催：愛知県ヨット連盟・中部学生ヨット連盟

帆走指示書

1. 規 則

- (1) 本大会は、『セーリング競技規則 2017-2020』（以下、『規則』という）に定義された規則を適用する。
- (2) 最新の「全日本学生ヨット連盟規約」「470 級学連申し合わせ事項」「スナイプ級学連申し合わせ事項」および「艇体への大学名表示に関する申し合わせ事項」を適用する。これらは全日本学生ヨット連盟にて入手することができる。
- (3) 付則 P を適用する。
- (4) SCIRA 規則の「国内及び国際選手権大会の運営規定」は、同規定 9.1 に定められたレースを行う最大風速に関する規定を除き適用されない。

2. 競技者への通告

競技者への通告は、大会本部前に設置された公式掲示板に掲示される。

3. 帆走指示書の変更

帆走指示（以下、『指示』という）の変更は、それが発効する当日の 08:30 までに掲示される。
但しレース日程の変更は、前日の 17:30 までに掲示される。

4. 陸上で発する信号

- (1) 陸上で発せられる信号は大会本部前のポールに掲揚される。
- (2) 陸上で回答旗が掲揚された場合レース信号回答旗中の『1 分』を『40 分以降』と置き換える。
- (3) D 旗が音響信号 1 声と共に掲揚された場合、「出艇を許可する」ことを意味する。艇は、この信号が発せられるまで、離岸してはならない。スタート予告信号は、D 旗掲揚 30 分以降に発する。D 旗がクラス旗の上に掲揚された場合、そのクラスのみに当該信号が適用される。
- (4) 指示 5(1)に示された個別のレースに対して AP 旗は掲揚されない。
予告信号予定時刻の 40 分前までに D 旗が掲揚されない場合、そのレースのスタートは時間に定めなく延期されている。

5. レースの日程

- (1) レースの日程は次の通りとする。

7 月 1 日 （土）	1 日目の最初のレース	予告信号予定時刻
-------------	-------------	----------

国際 470 クラス	10:00
------------	-------

国際スナイプクラス	10:07
-----------	-------

以降のレースは隨時行うものとする

7 月 2 日 （日）	2 日目の最初のレース	予告信号予定時刻
-------------	-------------	----------

国際 470 クラス	9:00
------------	------

国際スナイプクラス	9:07
-----------	------

以降のレースは隨時行うものとする

- (2) 本大会のレース数は、各クラス最大 6 レース、1 レースをもって成立とする。
1 日のレース数はレース委員会の裁量によるものとする。
- (3) 各日程における各クラスの次のレースの予告信号は、それぞれ実施可能となれば、引き続き実施する。この場合、レース委員会信号艇は引き続き行なわれるレースの最初のクラスの予告信号の 5 分前以前に音響信号 1 声とともにオレンジ色旗を掲揚し競技者に通知する。
次のクラスのスタートを連続して実施する場合は、次のクラスに対してオレンジ色旗の掲揚は行わない。
- (4) 7 月 1 日は、16:01 以降、7 月 2 日は 13:31 以降に予告信号は発せられない。

6. クラス旗

クラス旗は次の通りとする。

クラス	旗
国際 470 クラス	470 旗
国際スナイプクラス	スナイプ旗

7. レースエリア

添付 A に概ねのレースエリアの位置を示す。

8. コース

- (1) 添付 B の見取り図はレグ間の通過すべきマークの順序及びそれぞれのマークを通過すべき側を含むコースを示す。
- (2) スタートラインの中間点から最初のレグのおおよそのコンパス方位を予告信号以前にレース委員会信号艇に掲示する。

9. マーク

- (1) マークは、以下のものを使用する。

マーク番号	マーク形態
M1	数字入りの蛍光オレンジ色の円筒形ブイ
M2	数字入りの蛍光オレンジ色の円筒形ブイ

- (2) マーク移動を行う場合、変更後のマークは蛍光黄色の円筒形ブイを使用する。

10. スタート

- (1) レースは以下の追加事項と、RRS26 に従いスタートさせる。
- (2) スタートラインは、スタートボードの端にあるレース委員会信号艇のオレンジ色旗を掲揚したマストと、ポートの端となるオレンジ色円筒形ブイとする。
- (3) [DP]他のレースの手順の間、予告信号が発せられていない艇は、【添付図 C】に示されたスタート・エリアを回避していくなければならない。
- (4) スタート信号の 4 分以降にスタートする艇は、「スタートしなかった (DNS)」と記録される。
これは RRS A4. A11 を変更している。
- (5) RRS30.4 「黒色旗規則」が適用されたレースにおいて、ゼネラル・リコール信号が発せられた場合、又はレースがスタート信号後中止となった場合、黒色規則に違反した艇のエントリー番号をそのレースの次の予告信号以前にレース委員会運営艇の後部に掲示する。これは RRS30.4 を変更している。

1 1. フィニッシュ

フィニッシュラインは、青色旗を掲揚したレース委員会艇のオレンジ色旗を掲揚したポールとオレンジ色の円筒形ブイのフィニッシングマークの間とする。

1 2. タイムリミット

先頭艇がコースを帆走して、フィニッシュ後 15 分以内にフィニッシュしない艇は、審問無しに「フィニッシュしなかった (DNF)」と記録される。これは RRS35、A4 及び A5 を変更している。

1 3. コースの短縮又は中止

RRS32.1 以外に、レースを続行するに支障を来たす風速の低下が一定期間継続した場合、レース委員会は「レースの中止」又は「コースの短縮」をする場合がある。

1 4. [DP]ペナルティー方式

RRS44.1、44.2 に基づきペナルティーを履行した艇は、抗議締め切り時間内にプロテスト事務局で入手できる所定の用紙に記入の上プロテスト事務局へ提出しなければならない。

1 5. 抗議と救済の要求

- (1) 抗議及び救済は RRS61 及び RRS62 に基づきプロテスト事務局で入手できる所定の用紙に記入の上、当日の当該クラス最終レース終了後 60 分以内にプロテスト事務局へ提出しなければならない。これは RRS62.2 を変更している。但しプロテスト委員会の裁量によりこの時間を延長する場合がある。
- (2) レース委員会またはプロテスト委員会による RRS61.1(b) に基づく艇への抗議の通告は、抗議締め切り時刻までに公式掲示板に提示される。これは RRS61.1(b) を変更している。
- (3) 当事者であるか、または証人として名前があげられて審問に関わっている競技者に通告するために抗議締め切り後 15 分以内に公式掲示板に公示を掲示する。審問はプロテスト委員会においてほぼ受付順に行う。
- (4) 指示 10(3)、13、14、17、18、19 の違反は艇による抗議または救済の要求の根拠とはならない。これは RRS60.1(a) を変更している。
- (5) RRS66 に基づく「審問の再開」は、判決を通告された日の翌日の 9:00 までに限り求めることができる。但し、7月2日に行われたレースについては、判決を通告されてから 15 分以内とする。これは RRS66 を変更している。

1 6. 得 点

- (1) 艇のシリーズ得点は、完了したレースが 4 レース以下の場合、全レースの合計得点とし、5 レース以上完了した場合、最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。

1 7. [DP]安全規定

- (1) 出艇しようとする競技者は、当該クラスの予告信号予定時刻の 60 分前から 20 分前までの間に大会本部前に出される出艇・帰着表にサインをしてから出艇しなければならない。
- (2) 帰着した競技者は着艇後速やかに(レース委員会が正当な理由があると認めた場合その代理人)大会本部前の出艇・帰着表にサインをしなければならない。記載は、レース終了後(引き続きレースが行われた場合はそのレース終了後)、またはレース委員会が、本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から 60 分以内とする。但しこの時間はレース委員会の裁量に

より延長することがある。

- (3) 転覆その他の理由により帰着が遅れた場合には、その艇の関係者はその旨をレース委員会に速やかに届け出なければならない。
- (4) リタイアしようとする艇は、速やかにレースエリアを離れリタイアの意思を近くのレース委員会艇に伝えなければならない。競技者は指示 17(2)に従い帰着申告を行った後、速やかにレース委員会で入手できるリタイア報告書を提出しなければならない。
やむを得ず運営艇にリタイアの旨を伝える事が出来なかった場合は、リタイア報告書にその理由を記入しなければならない。
- (5) レース委員会は艇が帆走不可能もしくは危険な状態にあると判断した場合にはその艇にリタイアを勧告することがある。
- (6) 17 の申告に関する手続きに誤りがあった艇に対して、レース委員会は審問なしに PTP と記録し、確定順位+3 点の得点を与える。ただし、当該種目参加艇数+1 点を上回らない。
これは RRS63.1、A4 および A5 を変更している。なお引き続きのレースが行われた場合には指示 17(1)の手続きの誤りについてはその直後のレースに、指示 17(2)の手続きの誤りについてはその直前のレースにペナルティーを課す。

18. [DP] 競技者の交代と装備の交換

- (1) 競技者は各日の最初のレースの乗員を所定の用紙に記入の上、帆走指示書 17(1)と同時に大会本部に提出しなければならない。
- (2) 当日の 2 レース目以降海上で競技者の交代をする場合は、口頭でレース委員会艇に確認を受けなければならない。この場合所定の用紙に記入の上、指示 17(2)と同時に大会本部に提出しなければならない。
- (3) 各クラスともヘルムスマンの変更はできない。
- (4) 損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の承認なしでは許可されない。交換の要請は最初の適当な機会にレース委員会に行わなければならない。

19. [DP] 支援艇・応援艇

- (1) 支援艇・応援艇とは、監督、コーチ、その他の支援要員及びチームを支援・応援する関係者が乗艇する全ての艇を指す。
- (2) 支援艇・応援艇は、レース日の 08:00 から 09:00 までの間に、大会陸上本部に『支援艇・応援艇届』を提出しなければならない。
- (3) 支援艇・応援艇は、艇及び運営艇の妨げとなってはならない。また、レース中の艇に引き波の影響を与えてはならない。
- (4) 支援艇・応援艇は、最初にスタートするクラスの準備信号から、全ての艇がフィニッシュするか、もしくはリタイアするか、またはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまで、【添付図 D】が示す艇がレースをしているエリアの外側にいなければならぬ。
- (5) 支援艇・応援艇は、レース委員会及びプロテスト委員会の無線通信を傍受してはならない。
- (6) レース委員会艇に『緑色旗』が掲揚された場合、『支援艇・応援艇は、レースをしているエリアを含む全てのエリアにおいて、危険な状態にある艇を可能な限り速やかに救助しなければならない。』ことを意味する。この場合、指示 19(4)は適用されない。

20. 装備と計測のチェック

艇または備品は、クラス規則、レース公示および帆走指示書に従っていることを確認するためいつでも検査されることがある。

2 1. 無線通信

レース艇、応援艇、観覧艇は、レース中無線通信を行ってはならない。また全ての艇が利用できない無線通信を傍受してはならない。この制限は、携帯電話にも適用する。

2 2. 賞

レース公示とおり、賞を与える。

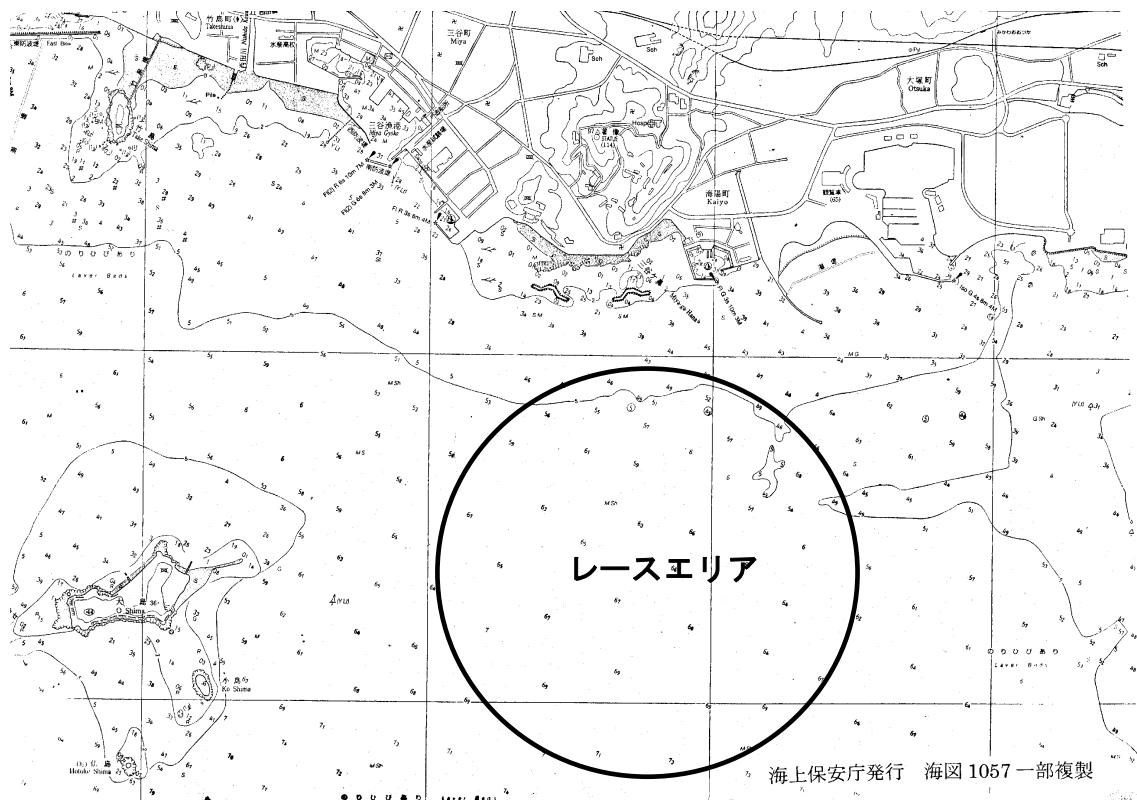
2 3. 責任の不認

- (1) 競技者は、自分自身の責任において本大会参加している。RRS4「レースをすることの決定」を参照されたい。
- (2) 主催団体は、本大会前、本大会中、本大会後に関連して受けた物的損傷または身体障害もしくは死亡に対するいかなる責任も負わない。

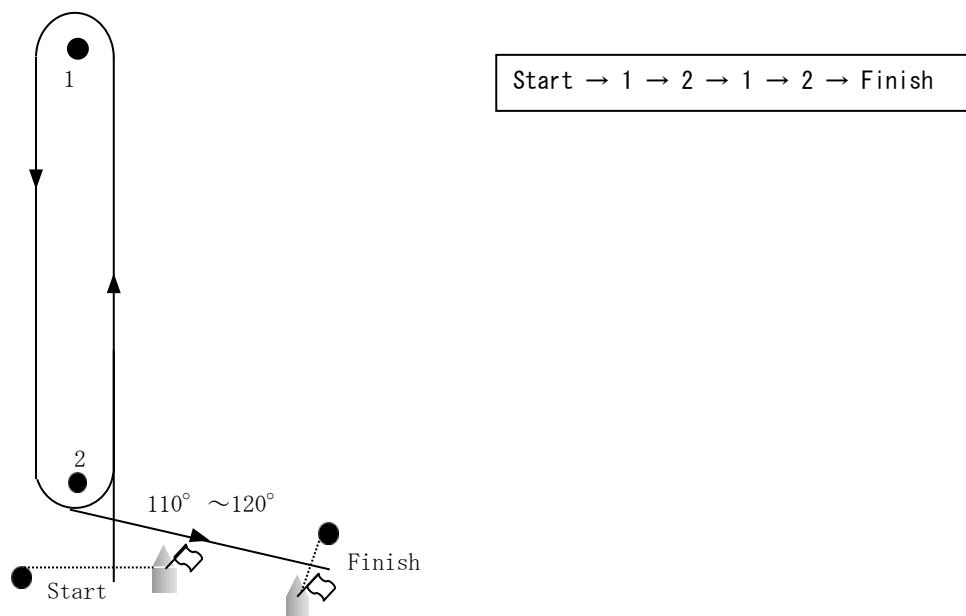
2 4. その他

本大会（レース公示、帆走指示書及びその他レース）に関する事項について疑義が生じた場合はレース委員会が裁量するものとする。

添付 A：レースエリア

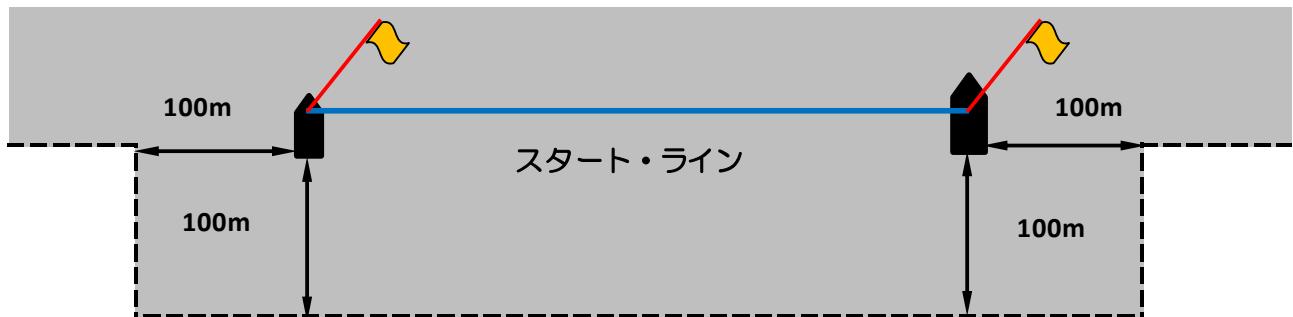


添付 B：コース見取り図



添付 C：スタート・エリア

指示 10.3 にて規定されている「スタート・エリア」を点線で示す。



添付 D：レース・エリア

指示 19.6 にて規定されている「艇がレースをしているエリア」

支援艇・応援艇は、レース中以下の図に示す点線の内側に入ってはならない。

この点線は、レース委員会艇、スタート・ライン、フィニッシュ・ライン、マーク及び艇が帆走するであろう位置から距離 100m を示している

